

東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に
関する規則

〔平成 23 年 7 月 15 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 69 条第 1 項第 2 号及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「財特法」という。）第 73 条から第 77 条までの規定に基づき、財特法第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の被災者に対し大阪府後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の一部負担金の免除並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費及び特別療養費（以下「入院時食事療養費等」という。）の額の特例（以下「一部負担金等の免除」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金等の免除)

第 2 条 大阪府後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する被保険者であって、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し一部負担金等の免除の措置を採ることができる。

- (1) 平成 23 年 3 月 11 日に財特法第 2 条第 3 項に定める特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、主たる居住の用に供している住宅が全半壊、全半焼若しくはこれに準ずる被災を受けた者
- (2) 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者
- (3) 平成 23 年 3 月 11 日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者

- (4) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- (5) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が失職し、収入がない者
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため、避難又は退避を行っている者
- (7) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象区域（当該指示が解除された区域を含む。）に居住していたため、避難を行っている者
- (8) 特定避難勧奨地点（東日本大震災の原子力発電所の事故発生後1年間に原子力災害現地対策本部長が定める積算線量を超えると推定される特定の地点をいう。）に居住していたため、避難を行っている者
- (9) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に居住していたため避難を行っている者
- (10) 旧緊急時避難準備区域並びに平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）に居住していたため避難を行っている者
- (11) 旧避難指示解除準備区域並びに平成26年度に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）に居住していたため避難を行っている者
- (12) 平成25年度以前に指定が解除された旧避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）並びに平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成27年（平成28年7月までの場合にあっては、平成26年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「法施行令」という。）第18条第1項第2号に規定する基礎控

除後の総所得金額等を合算した額が、600万円以下の者

(13) 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域に居住していたため避難を行っている者

(14) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）及び平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等並びに平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域で平成28年度に指定が解除された区域に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成28年（平成29年7月までの場合にあつては、平成27年）の法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円以下の者

(15) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域で平成28年度に指定が解除された区域に居住していたため避難を行っている者

(16) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成29年（平成30年7月までの場合にあつては、平成28年）の法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円以下の者

(17) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成30年（平成31年7月までの場合にあつては、平成29年）の法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円以下の者

(18) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等

(特定避難勧奨地点を含む)、平成２６年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年（令和２年７月までの場合にあつては、平成３０年）の法施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、６００万円以下の者

(19) 居住制限区域、避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部で、平成３１年４月１０日に指定が解除された大熊町の一部、令和２年３月４日に指定の解除が見込まれる双葉町の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部、令和２年３月５日に指定の解除が見込まれる大熊町の帰還困難区域の一部、令和２年３月１０日に指定の解除が見込まれる富岡町の帰還困難区域の一部に居住していたため避難を行っている者

(20) 帰還困難区域に居住していたため避難を行っている者

(21) 平成２５年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成２６年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和２年（令和３年７月までの場合にあつては、令和元年）の法施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、６００万円以下の者

(22) 平成２５年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成２６年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成２７年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成２８年度及び平成２９年４月１日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和３年（令和４

年 7 月までの場合にあっては、令和 2 年）の法施行令第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円以下の者

(23) 平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等

（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和 4 年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和 4 年（令和 5 年 7 月までの場合にあっては、令和 3 年）の法施行令第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円以下の世帯に属する者

(24) 令和 4 年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和 4 年（令和 5 年 7 月までの場合にあっては、令和 3 年）の法施行令第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯に属する者

(25) 平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等

（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和 5 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和 5 年（令和 6 年 7 月までの場合にあっては、令和 4 年）の法施行令第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円以下の世帯に属する者

(26) 令和 5 年 4 月 2 日以降令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興

再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和5年（令和6年7月までの場合にあっては、令和4年）の法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯に属する者

(27) 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域及び令和5年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和6年（令和7年7月までの場合にあっては、令和5年）の法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円以下の世帯に属する者

(28) 令和6年度に指定が解除された旧帰還困難区域等に居住していたため避難を行っている者であって、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和6年（令和7年9月までの場合にあっては、令和5年）の法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯に属する者

(29) 前各号に準ずる者として広域連合長が認めた者
（一部負担金等の免除の期間）

第3条 一部負担金等の免除の期間は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1号から第6号までに該当する者 平成23年3月11日から平成24年9月30日（前条第3号に掲げる者については、平成24年9月30日までの間において主たる生計維持者の行方が明らかとなった日）まで

(2) 前条第7号及び第8号に該当する者 当該各号に規定する指示又は特定があった日から平成26年2月28日まで

(3) 前条第9号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和3年2月28日まで

(4) 前条第10号に該当する者のうち、世帯に属する後期高齢者医

療の被保険者について、平成２５年の法施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、６００万円を超える世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から平成２６年９月３０日まで

- (5) 前条第１０号に該当する者のうち、前号に該当しない世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から平成２８年２月２９日まで
- (6) 前条第１１号に該当する者のうち、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成２６年（平成２７年７月までの場合にあっては、平成２５年）の法施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、６００万円を超える世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から平成２７年９月３０日まで
- (7) 前条第１１号に該当する者のうち、前号に該当しない世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から平成２８年２月２９日まで
- (8) 前条第１３号に該当する者のうち、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成２７年（平成２８年７月までの場合にあっては、平成２６年）の法施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、６００万円を超える世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から平成２８年９月３０日まで
- (9) 前条第１２号及び第１３号に該当する者のうち、前号に該当しない世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から平成２９年２月２８日まで
- (10) 前条第１５号に該当する者のうち、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成２８年（平成２９年７月までの場合にあっては、平成２６年）の法施行令第１８条第１項第２号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、６００万円を超える世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から平成２９年９月３０日まで
- (11) 前条第１４号及び第１５号に該当する者のうち、前号に該当しない世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から平成３０年

2月28日まで

- (12) 前条第16号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から平成31年2月28日まで
- (13) 前条第17号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から平成32年2月29日まで
- (14) 前条第18号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和3年2月28日まで
- (15) 前条第19号に該当する者のうち、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、令和元年（令和2年7月までの場合にあっては、平成30年）の法施行令第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600万円を超える世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から令和2年9月30日まで
- (16) 前条第19号に該当する者のうち、前号に該当しない世帯 当号に規定する指示又は特定があった日から令和3年2月28日まで
- (17) 前条第20号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和4年2月28日まで
- (18) 前条第21号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和4年2月28日まで
- (19) 前条第20号及び第22号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和5年2月28日まで
- (20) 前条第20号及び前条第23号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和6年2月29日まで
- (21) 前条第24号に該当する者 令和5年9月30日まで
- (22) 前条第20号及び前条第25号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和7年2月28日まで
- (23) 前条第26号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和6年9月30日まで
- (24) 前条第20号及び前条第27号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和8年2月28日まで
- (25) 前条第28号に該当する者 当号に規定する指示又は特定があった日から令和7年9月30日まで
- (26) 前条第29号に該当する者 それぞれ前25号に準ずる期間

- 2 入院時食事療養費、入院時生活療養費、療養費並びに保険外併用療養費及び特別療養費のうち食事療養及び生活療養に係る部分の額の特例期間は、前項の規定にかかわらず、平成24年2月29日までとする。

（一部負担金等の免除の申請）

第4条 一部負担金等の免除を受けようとする者は、第2条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請書（様式第1号）を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の申請が第2条の規定に該当すると認めたときは、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書（様式第2号）を、認めなかったときは、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請却下通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

（一部負担金等の免除の取消し等）

第5条 広域連合長は、偽りその他不正の行為により一部負担金等の免除を受けたことが判明したときは、申請時に遡ってその免除を取り消し、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除認定取消通知書（様式第4号）により当該取消しに係る被保険者に通知し、東日本大震災一部負担金等免除証明書を返還させ、免除により支払を免れた一部負担金等相当額を返納させるものとする。

- 2 広域連合長は、一部負担金等の免除の措置を受けた者が、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当することにより免除の理由がなくなつたと認めるときは、将来にわたって免除の決定を取り消し、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除認定取消通知書により当該取消しに係る被保険者に通知し、東日本大震災一部負担金等免除証明書を返還させるものとする。

(1) 第2条第3号に該当する者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が明らかとなったこと

(2) 第2条第6号に掲げる内閣総理大臣の指示が解除されたこと

- 3 広域連合長は、前2項の規定により免除の決定の取消しをしたときは、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除認定取消通知書により、当該取消しに係る被保険者が療養を受けていた保険医療機関に

通知するものとする。

（一部負担金等の還付）

第6条 第2条各号の規定に該当する被保険者は、第3条に規定する免除期間内に支払った一部負担金又は財特法第50条に規定する特例対象期間内に支払った入院時食事療養費等のうち、次に掲げるものについて、東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等還付申請書（様式第5号）により、その支払った額の還付を請求することができる。

(1) 平成23年6月30日までに支払ったもの

(2) 平成23年7月1日以降にやむを得ない事由により東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書を保険医療機関等に提示しなかったために支払ったもの

2 広域連合長は、前項の申請があったときは、一部負担金又は入院時食事療養費等を還付するものとする。ただし、高額療養費の支給を受けている場合等においては、当該支給額を控除した額を還付するものとする。

（細則）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に第2条に規定する者がした免除の申請その他の行為については、この規則の規定によってなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日前に第2条に規定する者に対して行った免除の決定その他の行為については、この規則の規定により行ったものとみなす。

附 則（平成23年規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 3 号及び様式第 4 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 2 号）

この規則は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 1 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号及び様式第 5 号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、それぞれ改正後の様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号及び様式第 5 号により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和 4 年規則第 1 号）

この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 3 号）

この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 3 号）

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年規則第 18 号）

この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行し、この規則による改正後の様式第 2 号の規定は令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この規則による改正後の様式第2号の規定の適用前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年規則第11号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請書

届 出 者 名		本人との関係	
連絡先電話番号			

被 保 険 者	被保険者番号		
	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	〒 ー	
	生 年 月 日	年	月 日

減免等の内容	免除
--------	----

（免除を申請する理由）

東日本大震災により、後期高齢者医療の被保険者が以下の事由のいずれかに該当したため。（申請者において該当する番号を○で囲んでください。）

1

主たる居住の用に供している住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災を受けた。

2

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った。

3

主たる生計維持者の行方が不明である。

4

主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した。

5

主たる生計維持者が失職し、現在収入がない。

6

原子力災害対策特別措置法第 1 5 条第 3 項の規定による、避難のための立退き又は屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている。

7

原子力災害対策特別措置法第 2 0 条第 3 項の規定による、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象区域（当該指示が解除された区域を含む。）に居住していた。

8

特定避難勧奨地点に居住していたため、避難を行っている。

9

1 から 5 までに準ずる事由 （

）

10

6 から 8 までに準ずる事由 （

）

大阪府後期高齢者医療広域連合長 宛

上記のとおり、証明書類を添えて後期高齢者医療の一部負担金等の免除を申請します。

年 月 日

(裏)

※ 下記については、証明書類の添付ができない方のみ記入してください。

証明書類が添付できない理由	
大阪府後期高齢者医療広域連合長 宛	
上記申請者の申立てが正しいことを証明します。 年 月 日	
住所（居住地）	
氏名	申請者との関係

申請する際、必要に応じて以下の書類を添付してください。

- 1 主たる居住の用に供している住宅が全半壊し、又は全半焼した場合
り災証明書・被災証明書
- 2 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
 - (1) 主たる生計維持者が死亡した場合
ア り災証明書・被災証明書
イ アにその旨の記載がない場合は、死亡診断書
ウ イのみでは判断困難な場合は、併せて死亡診断書に準じる医師による証明書
エ 警察の発行する死体検案書
 - (2) 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合
医師の診断書
- 3 主たる生計維持者の行方が不明である場合
警察に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの
- 4 大震災により主たる生計維持者が業務を廃止し、若しくは休止し、又は失職したため現在収入がない場合
 - (1) 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの
 - (2) 主たる生計維持者による申立書及び事業主等による証明書（公的に発行される書類による確認が困難な場合に限る。）
- 5 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行っている場合、同法第20条第3項の規定による警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象区域（当該指示が解除された区域を含む。）に居住していた場合又は特定避難勧奨地点に居住しているため避難を行っている場合
避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（後期高齢者医療広域連合において対象地域に住所を有していたことが確認できる場合は書類の添付を要しない。）

様式第 2 号（第 4 条関係）

東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除証明書

被 保 険 者 番 号		
被 保 険 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
特例の内容 及び有効期 限	○一部負担金の免除 （ から まで）	

上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金等の免除を行っている者であることを証明する。

年 月 日

--	--	--	--	--	--	--	--

大阪府後期高齢者医療広域連合長 印

（注意事項）

- 1 この証明書により、保険医療機関等で診療等を受ける場合の一部負担金及び標準負担額は、「有効期限」欄に記載されている期間に限り、免除されます。
- 2 保険医療機関等において、診療等を受けようとするときには、マイナ保険証とともに必ずこの書をその窓口で提示してください。
- 3 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この書を市区町村に返してください。ただし転出の際には、転入先の市区町村に提出してください。
- 4 不正にこの書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。
- 5 記載事項に変更があった場合には、14日以内にこの書を市区町村に提出して訂正を受けてください。

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長 印

東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請却下通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 33 条第 2 項に基づく一部負担金等免除申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

被保険者番号	
氏 名	
却下年月日	年 月 日
却下理由	

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大阪府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長 印

東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除認定取消通知書

年 月 日に承認しました（高齢者の医療の確保に関する法律第 6 9 条第 1 項第 2 号の規定及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 7 3 条から 7 7 条までの規定に基づく）一部負担金免除の適用については、下記の理由により取り消しましたので通知します。なお、既に支払を免れた一部負担金等については、当後期高齢者医療広域連合に返納してください。

被保険者番号	
氏 名	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、大阪府の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から 3 か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から 1 年を経過すると訴えを提起できません。

様式第5号（第6条関係）

東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等還付申請書

届出者名		本人との関係	
連絡先電話番号			

被 保 険 者	被保険者番号			
	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒 ー		
	生年月日	年	月	日
療養を受けた保険医療機関等		名称		
		所在地		
療養を受けた期間		年 月 日 ～ 年 月 日		
療養に対し支払った一部負担金等の額		円		

（還付を申請する理由）

東日本大震災により、後期高齢者医療の被保険者が以下の事由のいずれかに該当したため。（申請者において該当する番号を○で囲んでください。）

- 1 平成23年6月30日以前に療養を受けた際、一部負担金等の免除の要件に該当していたが、一部負担金等を既に支払ったため
- 2 一部負担金等の免除が受けられることを知らなかったため
- 3 一部負担金等免除証明書の交付を受けることが遅れたため
- 4 その他やむを得ない理由により、保険医療機関等の窓口の一部負担金等免除証明書の提出ができなかったため

（ ）

振 込 先	銀行 信用金庫 協同組合	本店 支店	預金種別	普通座 ()	口座番号								
	フリガナ												
	口座名義												

大阪府後期高齢者医療広域連合長 宛

上記のとおり、後期高齢者医療の一部負担金等の還付を申請します。

年 月 日

（注） 保険医療機関等で支払った額のうち、還付の対象となるのは一部負担金並びに入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額のみです。